

## 4月から身近な医療が変わる

金額は患者が3割を負担する場合



不妊治療への保険適用  
人工授精、体外受精、胚(はい)  
移植などが対象に



繰り返し使える処方箋(せん)  
3回まで使える「リフィル処方  
箋」を導入



ヤングケアラー支援  
ヤングケアラーが家族にいる  
患者も入退院の支援対象に



診療所の感染対策で負担  
新型コロナウイルスの感染対  
策に取り組む診療所で受診  
すると月18円の新たな負担



オンライン初診料引き上げ  
初診料は642円が753円に



通知の上限枚数を引き下げ  
上限枚数を70枚から63枚に

負担増

# オンライン初診やコロナ受診 負担増

4月から医療サービスの料金や内容が変わる。患者にとってはオンライン診療の初診、新型コロナウイルスに対応する診療所の受診などが負担となる一方、不妊治療に公的医療保険使えるようになるなど負担が減るものもある。

厚生労働省が9日、公的

医療保険が使える診療の価格「診療報酬」を4月から見直す案を中央社会保険医療協議会で示し、了承された。診療報酬の見直しは2年間に1度で、今回は新型コロナウイルスをはじめとした新しい感染症への対応が課題とされた。

オンライン初診料は、医療機関が受け取る診療報酬が2140円から2510円になる。患者が支払う料金は、医療費の自己負担が3割の場合、642円が753円に増える。オンライン初診は、「コロナ流行期の特例として2020年4月から認められた。厚生省は今年1月、かかりつけ医による診察を原則として、流行期に限らず初診からオンラインを使うように指針を改めた。

ただ、オンライン初診に対応できる医療機関は21年6月時点では全体（約11万2千機関）の約6%。安全面で慎重な医療機関も多く、

初診料の引き上げでオンライン診療に取り組む医療機関を増やす狙いがある。

また、感染症の流行時に発熱患者に対応できる診療所側

が感染対策費用として患者

1人につき月60円を受け取るようになる。患者は自己負担3割で月18円を払う。

医師が処方する湿布の上限枚数を70枚から63枚に減らす。64枚以上受け取るには、医師が処方箋に理由を書くことが求められる。

患者の負担を軽くする見直しでは、高額になりやすい不妊治療で健康保険などが使える範囲が広がる。治療の個々の技術（とに国が統一）の料金を決め、医療機関ごとの価格差もなくなる。保険が使えると、患者の自己負担は3割になる。

体外に取り出す採卵が3万2千円（患者の自己負担は9600円）、卵子と精子を受精させる技術が4万2千円（同1万2600円）、一時凍結した受精卵の移植手術が12万円（同3万6千円）などとなる。

最終的にどれほどの費用がかかるかは、採卵する卵子や凍結保存する受精卵の数などで個人差が出る。一方、1回あたり最大30万円が補助される助成金制度は今年度で原則終了するため、患者によっては自己負担が増える見込みだ。

一定期間内で処方箋を3回まで再使用できる「リフィル処方箋」も導入される。今は薬の処方は毎回医師の診療がセットになっているが、医師の判断で再診がないことも薬の処方を受けられるようになる。（滝沢卓）